

東高島駅北地区地区計画のイメージ

(※ C地区の形態意匠に関連する内容のみを抜粋しています)

土地利用に関する基本方針

- ・まち海軸沿いに賑わいを形成する（1、2階）
- ・台場遺構を避けて建築物を配置し、台場遺構の記憶を継承するような設えとする
- ・各広場及び商業施設等を繋ぐ軸（歴史のこみち）として台場遺構の東取渡道を整備する

建築物等の整備の方針（C地区）

- ・東神奈川臨海部周辺地区としてまとまりを持った群景観を形成する
- ・高層建築物のボリュームによる圧迫感を低減させるために、グラデーションの表現とし、頭頂部やコーナー部などは空へつながり存在を消していくデザインとする

建築物等の形態意匠の制限（C地区）

- 低層部（概ね 20m以下の部分）
 - ・大地の地層をイメージし、建築物の基調色をアースカラーとする
 - ・まち海軸沿いの賑わいを創出するために、1、2階のまち海軸に面する部分を視覚的な連続性の確保や開放感のあるデザインとする
- 高層部（概ね 20mを超える部分）
 - ・圧迫感の軽減のために、直径 70m円内に収まる平面計画とする
 - ・一定の幅を超えるコーナー部分の設えを工夫する
 - ・低層部よりも明度の高い色彩を基調とする
 - ・ボリューム感の低減のために、色彩は下から上へ明度を高くするグラデーションとする
- 建築設備
 - ・屋上の建築設備、駐車場、駐輪場は乱雑な外観とならないようにする
- 屋外広告物
 - ・自己用のみとする
 - ・20m以上には設けない（建築物の名前を示すものは除く）
 - ・過激な照明は避ける